（株式交付親会社の株式に準ずるもの）

第二百十三条の十　法第八百十六条の十第三項に規定する法務省令で定めるものは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第七百七十四条の三第一項第五号、第六号、第八号及び第九号の定めに従い交付する株式交付親会社の株式以外の金銭等とする。

一　株式交付子会社の株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）及び新株予約権付社債の譲渡人に対して交付する金銭等の合計額

二　前号に規定する金銭等のうち株式交付親会社の株式の価額の合計額

三　第一号に規定する金銭等の合計額に二十分の一を乗じて得た額

第六編　外国会社

（総資産額）

第二百十八条の六　法第八百四十七条の三第四項に規定する法務省令で定める方法は、同項の日（以下この条において「算定基準日」という。）における株式会社の最終完全親会社等の第一号から第九号までに掲げる額の合計額から第十号に掲げる額を減じて得た額をもって当該最終完全親会社等の総資産額とする方法とする。

［一～五　略］

六　株式引受権の帳簿価額

［略］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　［略］

2　［略］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二百二十六条　次に掲げる規定に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

［一～三十二　略］

第六編　外国会社

（総資産額）

第二百十八条の六　法第八百四十七条の三第四項に規定する法務省令で定める方法は、同項の日（以下この条において「算定基準日」という。）における株式会社の最終完全親会社等の第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号に掲げる額を減じて得た額をもって当該最終完全親会社等の総資産額とする方法とする。

［一～五　同上］

六　［号を加える。］

七　［同上］

八　［同上］

九　［同上］

2　［同上］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二百二十六条　次に掲げる規定に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

［一～三十二　同上］

三十三　法第七百三十五条の二第三項第二号

三十四　［略］

三十五　［略］

三十六　［略］

三十七　［略］

三十八　［略］

三十九　［略］

四十　［略］

四十一　［略］

四十二　法第八百十六条の二第三項第三号

四十三　法第八百十六条の十第三項第三号

（保存の指定）

第二百三十二条　電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存は、次に掲げる保存とする。

［一～三十　略］

三十一　法第七百三十五条の二第二項の規定による同条第一項の書面の保存

三十二　［略］

三十三　［略］

三十四　［略］

三十五　［略］

三十六　法第八百十六条の十第二項の規定による同条第一項の書面の保存

（縦覧等の指定）

第二百三十四条　電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。

［一～四十三　略］

四十四　法第七百三十五条の二第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等

四十五　［略］

四十六　［略］

四十七　［略］

四十八　［略］

四十九　［略］

五十　［略］

五十一　［略］

五十二　［略］

三十三　［号を加える。］

三十四　［同上］

三十五　［同上］

三十六　［同上］

三十七　［同上］

三十八　［同上］

三十九　［同上］

四十　［同上］

［号を加える。］

（保存の指定）

第二百三十二条　電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存は、次に掲げる保存とする。

［一～三十　同上］

［号を加える。］

三十一　［同上］

三十二　［同上］

三十三　［同上］

三十四　［同上］

［号を加える。］

（縦覧等の指定）

第二百三十四条　電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。

［一～四十三　同上］

［号を加える。］

四十四　［同上］

四十五　［同上］

四十六　［同上］

四十七　［同上］

四十八　［同上］

四十九　［同上］

五十　［同上］

五十一　［同上］